

はじめに <退職後に適用される社会保険制度>

■ 退職後の社会保険については、働き方により、適用される制度が異なります。

任用形態				健康保険	年金保険	雇用保険
引き続き、公立学校共済組合の所属所で勤務	再任用職員	フルタイム		共済組合に加入 【一般組合員】 〈P. 5 A 参照〉		加入
		短時間勤務	週 20 時間以上	共済組合に加入 【短期組合員】 〈P. 5 A 参照〉	一般厚生年金に加入	
			週 20 時間未満	①～③のいずれかに加入 ①国民健康保険 ②任意継続組合員 ③家族が加入する健康保険の被扶養者 〈P. 6 E 参照〉	非加入	
	任期付職員		共済組合に加入（※ 1） 【一般組合員】 〈P. 5 B 参照〉		※ 2	
	臨時的任用職員		共済組合に加入 【短期組合員】 （※ 1） 〈P. 5 B 又は P. 6 C 参照〉	一般厚生年金に加入 （※ 1）		
	非常勤職員	週 20 時間以上	①～③のいずれかに加入 ①国民健康保険 ②任意継続組合員 ③家族が加入する健康保険の被扶養者 〈P. 6 E 参照〉	非加入		
		週 20 時間未満				
	民間で勤務				（雇用先にお問い合わせください。） 〈P. 5 D 又は P. 6 E 参照〉	
無 職				①～③のいずれかに加入 ①国民健康保険 ②任意継続組合員 ③家族が加入する健康保険の被扶養者 〈P. 6 E 参照〉	非加入	

- ※1 社会保険の適用には、週 20 時間以上勤務、報酬月額 88,000 円以上、雇用期間 2 ヶ月と 1 日以上（雇い主が実態として 2 か月を超えると見込まれると取り扱う場合を含む。）の要件があります。なお、フルタイムの非常勤職員については、雇用が引き続き 12 月を超えた場合は、13 月日の初日から公立学校共済組合の年金が適用され、一般組合員になります。
- ※2 任用期間が 31 日以上 6 か月未満の者のうち、退職手当の支給を受けることが期待できない者について加入します。

【ちょこっと解説】 一般組合員と短期組合員の違いは年金

左表に記載のとおり、公立学校共済組合の組合員には、任用形態により、「一般組合員」と「短期組合員」の 2 種類があり、年金制度に関して、それぞれ適用される社会保険制度が異なります。

60 歳以降も一般組合員である場合、公立学校共済組合の年金として、公務員厚生年金と年金払い退職給付（退職等年金給付）が、引き続き適用されます。

一方、短期組合員になる場合は、公立学校共済組合の年金は適用されず、日本年金機構の一般厚生年金に加入することになります。

※公務員厚生年金も一般厚生年金も、実施機関が異なるだけで同じ厚生年金です。制度内容の違いはありません（詳細は、P. 15、18 をご覧ください）。

	一般組合員の期間	短期組合員の期間
厚生年金	公務員厚生年金に加入し、共済組合へ厚生年金保険料を納め、共済組合から年金が支給されます。	一般厚生年金に加入し、日本年金機構へ厚生年金保険料を納め、日本年金機構から年金が支給されます。
年金払い退職給付	共済組合へ掛金を納め、支給要件を満たした時に共済組合から年金が支給されます。	年金払い退職給付は適用されず、掛金負担はありません。